

区画街路第 4 号線沿道のまちづくりについて

沼袋駅周辺地区の区画街路第 4 号線の沿道のまちづくりを円滑に進めるには、商店街の再生や地権者の生活再建、交通環境の改善、地区の防災性向上など、さまざまな面に配慮した取組みが求められる。

これらの検討や取組み状況について報告を行う。

1. 商店街の再生について

区画街路第 4 号線は、現在のバス通り（片側一方通行、幅員 6 m）を片側に 4 m ずつ拡幅し、延長 560 m・幅員 14 m の都市計画道路として整備するものである。

にぎわいの感じられる商店街として再生するため、建築物の高さを統一し適度な囲まれ感のある街並みにすることを検討している。また、4 号線整備により狭小残地が発生する事から、地権者の生活再建などにも配慮する必要がある。

これらの実現に向け、区としては

- ① 地区計画によるまちづくりのルールづくり
 - ② 残地を活用したまちづくりと事業手法
- などについて検討を進めている。

2. 商店街の交通環境の改善について

バス通りは両側に商店街が広がっていることから、拡幅後においては、歩行者が対面に渡りやすく安心して歩くことのできる交通環境の整備が求められる。

このため、商店街を通過する自動車の速度抑制策の検討を行っており、昨年度は速度抑制策のひとつである「ハンプ」の体験実験を地域とともに行った。引き続き、幅広く検討を進めていく。

3. 地域の意向把握、地域への情報発信について

地区計画を検討する過程において、地権者全員に対するアンケートを平成 28 年 2 月に実施し、地域の意向把握を行っている。

また、地権者や地域の合意を得ながら円滑にまちづくりを進めるため、まちづくりに関する情報を区のホームページで発信しているほか、定期的に広報誌（まちづくりかわら版）を沿道権利者全員に配布している。さらに、オープンハウス（個別の相談説明会）を開催するなど、地域に対する丁寧な説明や情報提供に努めている。